

# 役員退任慰労金等支給規程

## 第 1 章 総 則

第 1 条 一般社団法人全国旅行業協会の役員に対する退任慰労金等の支給については、この規程の定めるところによる。

## 第 2 章 常 勤 役 員

(退任慰労金の支給)

第 2 条 常勤役員(以下この章において「役員」という。)が退任したときは、その者(死亡により退任したときは、その遺族)に退任慰労金(以下「慰労金」という。)を支給する。ただし、役員に就任した月から13月を経過しないで退任したときは慰労金は支給しない。

(慰労金の額)

第 3 条 役員の慰労金の額は、在任期間1月につき、退任または、死亡した日におけるその者の報酬月額に、100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

(在任期間の計算)

第 4 条 慰労金の算定の基礎となる在任期間の計算は、役員として引き続いた在任期間による。

2. 前項の在任期間の計算は、総会において役員に選任された日の属する月から退任した日の属する月までの月額による。

3. 役員が任期満了に伴い総会において再び役員に選任されたときは、その者の慰労金の支給については引き続き役員として存在したものとみなす。

(遺族の範囲及び順位)

第 5 条 遺族の範囲及び順位については、職員退職手当支給規程を準用する。

(職員から引き続いて役員となった場合)

第 6 条 職員であった者が引き続き役員に選任され、かつ、職員としての職務を兼ねることとなった場合におけるその者の退職手当等の算出基礎となる在職(任)期間については、役員に選任された日をもって、職員期間は終了し、役員任期の開始日とする。

2. 前項の場合における退職手当等の額の計算は、職員期間については職員期間終了の日のその者の本俸月額に、役員期間については役員が退任した日のその者の本俸月額に、それぞれの期間に応じて算出し、その合計額をその役員が退任したときに支給する。

3. 前2項の場合において、選任された役員の役職が専務理事であるときは、当該役員に選任された日をもって、前項の退職手当等の支給について精算することとし、その日をもって専務理事としての役員の慰労金の算出基礎となる在任期間の開始日とする。

(中小企業退職金共済事業本部との調整)

第7条 中小企業退職金共済事業本部(以下「中退共」という。)から支給される退職金の額が、第6条第1項及び第2項の規定による退職手当等の額より少ないときは、その差額を本協会が支給し、中退共から支給される退職金の額が多いときは、その額をその者の退職金の額とする。

(功労金の加算)

第8条 役員が在任中、本協会に顕著な功労があった場合は、理事会の承認を得て功労金を加算して支給することができる。

(減額)

第9条 役員が在任中、本協会の名誉を著しく傷つけたとき、または、予算上、資金上本規程による慰労金の支給が困難なときは、理事会の承認を得て慰労金を減額して支給することができる。

### 第3章 非常勤役員等

第10条 部内の非常勤役員及び支部長が4年以上在任して退任したときは、慰労金をその者(死亡により退任したときは、その遺族)に支給する。

第11条 慰労金の額は、それぞれ次の各号毎に、在任年数を乗じて得た額の合計額とする。

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| (1) 副会長の職にあった期間1年につき              | 100,000円 |
| (2) 地方支部長連絡会議長又は常任監事の職にあった期間1年につき | 50,000円  |
| (3) 理事又は監事の職にあった期間1年につき           | 30,000円  |
| (4) 支部長の職にあった期間1年につき              | 20,000円  |

2. 前項の規程で在任年数が1年に満たない場合は、月数により計算し、端数が生じた場合はこれを1,000円に切り上げる。

第12条 部外の理事及び監事については、別に定める会長表彰規程により感謝状及び記念品を贈呈する。

第13条 会長については、前三条の規定にかかわらず、理事会の承認を得て決定した額の慰労金を支給する。

第 14 条 退任非常勤役員に、在任中特に功労があったと認められる場合は、理事会の承認を得て功労金を加算して支給することができる。

第 15 条 部内の非常勤役員及び支部長が、その在任中に旅行業法の規定に基づく弁済業務の認証にかかる等、本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったときは、理事会の承認を得て慰労金の減額若しくは支給をしないことができる。

第 16 条 この規程は、理事会の承認を得て改廃することができる。

## 附 則

1. この規程は、昭和59年9月13日から施行する。(第51回理事会承認)
2. 平成元年4月1日改正・施行(第69回理事会承認)
3. 平成4年4月1日改正・施行(第81回理事会承認)
4. 平成6年4月1日改正・施行(第89回理事会承認)
5. 平成9年1月29日改正・平成9年4月1日施行(第101回理事会承認)
6. 平成11年5月18日改正・施行(第111回理事会承認)

平成11年度通常総会において退任する在任期間4年以上8年未満の非常勤役員については、第10条及び第12条の規定にかかわらず、それぞれ次の各号毎に在任年数を乗じて得た額の慰労金を支給する。

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| (1) 副会長の職にあった期間1年につき        | 40,000円 |
| (2) 常務理事又は常任監事の職にあった期間1年につき | 20,000円 |
| (3) 理事又は監事の職にあった期間1年につき     | 10,000円 |

7. 平成12年5月10日改正・施行(第146回常務理事会承認)  
(経過規定)

本規程の第11条第1項第4号に規定する支部長としての慰労金の額の計算については、次のとおりとする。

1. 平成11年6月17日開催の総会において理事を退任し慰労金の支給を受けた支部長については、平成11年6月17日を起算日として期間計算をする。
  2. 平成11年6月17日開催の総会において、慰労金の支給を受けなかった支部長については、支部長就任日を起算日として期間計算をし、平成11年6月17日以前の支部長在任期間については、慰労金の額は1年につき10,000円とする。
8. 平成20年5月15日改正・施行(第195回常務理事会承認)
  9. 平成22年3月17日改正・平成22年4月1日施行(第143回理事会承認)
  10. 平成25年3月5日改正・平成25年4月1日施行(第229回常務理事会承認)